

武蔵野市市民活動推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市市民活動促進基本計画（以下「計画」という。）の進捗を管理するとともに、武蔵野市（以下「市」という。）と市民活動団体等との連携及び協働を図ること等により市全体の市民活動を促進するため、武蔵野市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、検討及び協議を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 計画の実施状況及び見直しに関する事項
- (2) 市と市民活動団体等との連携及び協働に関する事項
- (3) 市民活動団体等の相互連携に関する事項
- (4) 市民活動支援に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市民活動を促進するために市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる8人以内の者をもって構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動関係者
- (3) 公募による者
- (4) 行政関係者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は資料の提供を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、市長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民部市民活動推進課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。